

入試年度	2023	入試方式	外国人（春季）	課程	博士前期
研究科	文学	専攻	史学	領域（分野）	日本史学
出題のねらい					
<p>I 古代・中世・近世・近代・現代に区分される時代のなかを、さらに時期区分する場合に画期となった歴史事象について、的確な認識を持っているかを確認するのがねらいである。</p> <p>II 歴史学研究に必要な基礎的技能である、史料（古文書デ）の解読能力を確認することが狙いである。</p> <p>III 江戸時代の法令である「触書」の定型的な候文の読解能力、および寛政改革の代表的な政策内容に関する関連知識を問う。</p>					
解答・解答例または採点時の評価ポイント					
<p>I 古代の場合は、律令国家体制とそれ以前・以後で分けるのが一般的であろう。その場合も同体制の始まりを、推古朝・厩戸摂政期におくか、あるいは大化改新とするか、近江朝、浄御原朝、さらに大宝律令まで下げるか、様々な考えがあり得る。中世の場合も、鎌倉幕府・室町幕府の草創で区分する常識的なものから、承久の乱や霜月騒動、あるいは観応の擾乱、応仁の乱なども重要な画期点となろう。近世・近現代についても同様である。どの区分点を解答対象とするにしても、研究史を踏まえ、歴史用語・学術用語を適切に用い、説得的に論述することが求められる。</p> <p>II この史料は、幕末期の朝鮮人漂流民への対応に関するものである。解読文と大意の回答例を記しておく。解読文：我々共儀、朝鮮国全羅道瓊島之漁民御座候、壹船拾壹人乗組。去年八月廿日沖立仕、漁罷有候処、翌廿一日、俄二暴風吹起、地方を被吹放候付、乗組中力之及相働候得共、次第二風波強相成、其上船具等損し、不得止任風、数日洋中二漂流罷在候処、去る二日、何国共不存渚江乗付候処、浦人罷出會、介抱二預り、初而日本之御地と奉存、大二安心仕候、同八日、其所出帆被 仰付、同十日長崎表江着仕候、当月十二日、長崎表乗船被 仰付、今日御当浦江着仕、漂着先キ 是迄段々御丁寧ニ御馳走被 仰付、</p> <p>III 寛政改革の代表的な政策の一つ、出版統制令である。（1）a「むようたるべくそうろう」b「はなはだついえなるぎ」c「もしよんどころなきぎ」d「いたすまじくそうろう」e「これあるしな」など候文特有の表現を読解できているか、また、a「当分の儀」=最近の出来事 b「費えなる儀」=贅沢なこと といった用語や文意を理解できるかどうかを問う。（2）この法令により処罰を受けた 山東京伝 （3）松平定信 寛政異学の禁、札差棄捐令、旧里帰農奨励令、七分積金、人足寄場設置などの諸政策を当時の社会経済的状況と絡めて説明できているかを問う。</p>					